

議案第 56 号

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本市が行う選挙においても同令に準じて限度額を引き上げ、併せて、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成 5 年羽曳野市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 141 条第 9 項」を「第 141 条第 8 項」に改める。

第 2 条中「60,200 円」を「64,500 円」に改める。

第 4 条第 1 号中「60,200 円」を「64,500 円」に改め、同条第 2 号ア中「15,300 円」を「15,800 円」に改め、同号イ中「7,350 円」を「7,560 円」に改め、同号ウ中「11,700 円」を「12,500 円」に改める。

(羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成 5 年羽曳野市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「501 円 99 銭」を「525 円 6 銭」に、「301,875 円」を「310,500 円」に改める。

(羽曳野市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成 19 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

題名中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改める。

第 1 条中「ビラ」の次に「(以下「選挙運動用ビラ」という。)」を加える。

第 2 条の見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改め、同条本文中「候補者」の次に「(以下「候補者」という。)」を加え、「前条のビラ(以下「ビラ」という。)」を「選挙運動用ビラ」に改める。

第 3 条の見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改め、同条中「ビラの作成に」

を「選挙運動用ビラの作成に」に改める。

第4条の見出し中「ビラ」を「選挙運動用ビラ」に改め、同条中「作成されたビラ」を「作成された選挙運動用ビラ」に、「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 141 条第 8 項の規定に基づき、羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における同条第 1 項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用の公営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額)</p> <p>第 2 条 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、<u>64,500 円</u>に、その者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により羽曳野市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>(公費の支払)</p> <p>第 4 条 羽曳野市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同</p>	<p>第 1 条関係 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 141 条第 9 項の規定に基づき、羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における同条第 1 項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用の公営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額)</p> <p>第 2 条 羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、<u>60,200 円</u>に、その者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により羽曳野市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>(公費の支払)</p> <p>第 4 条 羽曳野市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同</p>

一の日において一般運送契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 64,500 円 を超える場合には、64,500 円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 15,800 円 を超える場合には、15,800 円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560 円 に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従

一の日において一般運送契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 60,200 円 を超える場合には、60,200 円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 15,300 円 を超える場合には、15,300 円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350 円 に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従

事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が 12,500 円 を超える場合には、12,500 円)の合計金額

以下省略

第 2 条関係

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

(公費の支払)

第 4 条 羽曳野市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 525 円 6 銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 310,500 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

以下省略

第 3 条関係

羽曳野市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

羽曳野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律

事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が 11,700 円 を超える場合には、11,700 円)の合計金額

以下省略

第 2 条関係

羽曳野市議会議員及び羽曳野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

(公費の支払)

第 4 条 羽曳野市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 501 円 99 銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 301,875 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

以下省略

第 3 条関係

羽曳野市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

羽曳野市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法(昭和 25 年法律

第 100 号。以下「法」という。)第 142 条第 11 項の規定に基づき、羽曳野市長の選挙における法第 142 条第 1 項第 6 号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第 2 条 羽曳野市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第 4 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る法第 92 条第 1 項の規定による供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、羽曳野市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、羽曳野市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続)

第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当りの作成単価(当該作成単価が 7 円 51 銭を超える場合には、7 円 51 銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

以下省略

第 100 号。以下「法」という。)第 142 条第 11 項の規定に基づき、羽曳野市長の選挙における法第 142 条第 1 項第 6 号のビラの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

(ビラの作成の公費負担)

第 2 条 羽曳野市長の選挙における候補者は、第 4 条に定める額の範囲内で、前条のビラ(以下「ビラ」という。)を無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る法第 92 条第 1 項の規定による供託物が法第 93 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、羽曳野市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、羽曳野市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額及び支払い手続)

第 4 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当りの作成単価(当該作成単価が 7 円 30 銭を超える場合には、7 円 30 銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

以下省略